

Japan Documentation Fee の変更について（改訂版）

2024年10月15日

お客様各位

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は Swire Shipping をお引き立て賜り誠にありがとうございます。
さて、弊社 North Pacific 航路に於ける Japan Documentation Fee の取扱いにつきまして、
11月15日より消費税の課税対象にすること、併せて料率についても変更することに致しました。

何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

対象貨物 : 北米向け輸出貨物

開始日 : 2024年11月15日（貨物搬入日ベース）

適用額 :

現行	
JPY3,850 課税対象外	JPY3,850

改定後	
JPY4,400+JPY440（消費税10%）	JPY4,840

登録番号 : T5700150122015

以上